

魚沼市再生可能エネルギー普及促進事業補助金 よくある質問 Q&A

〈補助対象要件について〉

1. 申請前に機器等を購入または設置した場合は対象になりますか。

対象になりません。 機器の購入や設置前に申請していただく必要があります。

(交付要綱第5条)

2. 自分で設置する場合も対象になりますか。

自分で設置する場合は、機器等や備品等の設置に必要な経費が**対象になります**。ただし、申請に必要な見積書をすべて用意していただく必要があります。また、申請前に購入したものは対象になりません。

3. 市外の施工業者に工事を依頼した場合は対象になりますか。

対象になります。

4. 機器等の入れ替えは対象になりますか。

初めてこの補助金を受ける場合に限り対象になります。 過去に、同一機器で補助金を受けている場合、入れ替えは対象外となります。

5. 中古の機器等は対象になりますか。

令和6年度より**対象外となりました**。未使用品が対象です。(交付要綱第2条第2項)

6. 申請時点で魚沼市外に住所がありますが、転入を予定しています。対象になりますか。

交付申請をした年度内に転入する場合、**対象になります**。申請書を提出する際に、年度内に転入する旨の「確約書」を提出してください。

7. 工事はいつまでに完了しなくてはいいですか。

交付申請をした年度内(3月末まで)に工事及び支払いを完了し、実績報告書を提出いただく必要があります。

8. 他の補助金との併用は可能ですか。

可能です。 ただし、国や県など他の補助金と併用する場合は、市に相談してください。

9. 複数の機器を同時に設置する場合、対象になりますか。

補助対象機器(同一機器の場合)の複数設置は一台のみが対象になります。

機器ごとに補助金額を算出したうえ、合算した金額となります。ただし、交付要綱第2条及び第3条の要件を満たした機器等である必要があります。

〈交付申請手続きについて〉

1. 申請書はどこに提出すればいいですか。

生活環境課窓口(市役所本庁舎2階15番)に提出してください。

2. 施工業者が申請手続きを代行してもいいですか。

施工業者による代行も**可能です**。申請内容を施工業者と十分に調整のうえ、手続きを行ってってください。

3. 完了予定年月日はどのように記入すればいいですか。

工事の完了予定日を記入してください。新築の場合は、交付申請した機器等の設置予定日を記入してください。

4. 位置図はどのようなものを用意すればいいですか。

ご自宅または事業所の場所が分かる地図を提出してください。

5. 配置図はどのようなものを用意すればいいですか。

機器等の設置場所が分かる間取り図を提出してください。

6. 交付決定はいつ頃になりますか。

申請書類に不備等がなければ、申請書受付後おおむね 1 週間程度で交付決定通知書を送付します。

〈実績報告手続きについて〉

1. 実績報告書の提出はいつまでですか。

事業完了日（工事が完了し、支払いを終えた日）から 1 か月以内をめぐり、速やかに提出してください。

2. 振込先の口座は申請者以外のものでもいいですか。

振込先は申請者名義の口座のみです。

〈その他〉

1. 申請内容が変更した場合はどうすればいいですか。

まずは、生活環境課にご連絡ください。

申請額に増減が伴う場合は補助金等変更（廃止）申請書を提出してください。申請額に変更がない場合も、実績報告書に変更後の見積書を添付していただく必要があります。

2. 振込はいつ頃になりますか。

実績報告書の提出後、ご自宅や事業所に市職員が機器等の検査に伺います。

検査完了後、不備等がなければおおむね 1 ヶ月以内に振込となります。

〈太陽光発電設備について〉

1. 定置型蓄電池と同時に設置する場合は、補助の対象になりますか。

対象になります。

【補助金額】

太陽光（上限 20 万円）+蓄電池（上限 20 万円）=最大 40 万円

【申請書】

1 枚の申請書に必要事項を記入してください。機器ごとに補助金額の計算をします
ので、太陽光は見積書と出力が分かる書類、蓄電池は見積書を提出してください。

〈定置型蓄電池について〉

1. 可搬式の蓄電池は対象になりますか。

対象になりません。住宅や事業所に設置される置き型タイプの定置型蓄電池のみ対象
となります。

2. 太陽光発電と接続せずに、蓄電池のみ設置する場合は対象になりますか。

対象になりません。太陽光発電に接続する蓄電池が対象です。

〈薪ストーブ、ペレットストーブ等について〉

1. ストーブは中古品ですが、ほかの設備（煙突など）が新品です。ストーブ以外の設置経
費は対象になりますか。

対象になりません。新品のストーブを申請することを前提として、付帯設備（煙突など）
を設置経費として含むことは可能ですが、ストーブの申請をしない場合は対象外です。

2. 薪ストーブをペレットストーブに入れ替える場合は対象ですか。

初めてこの補助金を受ける場合に限り対象になります。過去に、この補助金を受けてい
る場合、入れ替えは対象外となります。